

全国知事会による 日本・ドイツ・イタリアの地位協定比較

条文比較調査

	①国内法の適用	②基地の管理権	③訓練・演習への関与	④警察権
日本	原則不適用（一般国際法上、駐留軍には特別の取決めがない限り、受入国の国内法は適用されないとの立場）	米軍に排他的管理権が認められ、日本側による基地内への立入り権は明記されていない	訓練や演習に関する規制権限はなく、詳細な情報も通報されず、政府としても求めることもしないという姿勢	施設・区域内の全ての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本側による搜索、差押え、検証を行なう権利を行使しない（合意議事録）
ドイツ	派遣国軍隊の施設区域の使用や訓練・演習に対するドイツ国内法の適用を明記	連邦、州、地方自治体の立入り権が明記され、緊急の場合の事前通告なしの立入りも明記	米軍の訓練・演習には、ドイツ側の許可、承認、同意等が必要	ドイツ警察による提供施設・区域内での任務遂行権限を明記
イタリア	米軍の訓練行動等に対するイタリア法規の順守義務を明記	米軍基地もイタリア司令部の下に置かれ、イタリア司令官による全ての区域及び施設への立入り権を明記	米軍の訓練は、イタリア軍司令官への事前通知、調整、承認が必要	イタリア司令官による全ての区域及び施設への立入り権を明記

出典：「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」について（2018年7月）から小池晃事務所作成

あまりに屈辱的

日米地位協定は改定を

共産党・小池書記局長が迫る

日本共産党の小池晃書記局長は11月7日の参院予算委員会で、他国と比べてもあまりに屈辱的な日米地位協定の改定を正面から迫りました。

上の表をご覧ください。小池氏はこの表のパネルをかざして、全国知事会が、ドイツやイタリアなどと比較しても、日本は米軍に手厚い特権を与えていることを指摘して、全会一致で日米地位協定の改定を決議したことをあげ、「全国の知事の多くは、自民党が支援して当選し、自民党が与党として支えている。その提言は、政府・与党にとっても極めて重いものだ」とたたしました。

河野太郎外相は「NATO（北大西洋条約機構）加盟国で相互防衛の義務を負っている国と、それと異なる義務を負う日本との間で、地位協定が異なることは当然」と述べて、屈辱的な特権の付与を当然視しました。

小池氏は「日米地位協定は、国会でまともに審議されず強行採決された。そのうえ日米合同委員会という密室で、さまざまな密約もされている。これこそアメリカの押し付けだ」と述べ、政府と国会が一体となって堂々と議論し、日米地位協定を改定しようと呼びかけました。



アメリカいいなり政治を正そう!!

沖縄県では、米軍機が重大事故を起こしても、日米地位協定によって日本の捜査機関が蚊帳の外に置かれています。東京でもオスプレイはじめ米軍による危険な演習が周辺住民を脅かしています。主権国家と言えない実態を力を合わせ変えましょう。



参議院議員（東京選挙区選出）

きらよしこ

吉良よし子
日本共産党



ご意見・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590
2018年11月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介しします。
発行/東京民報社（港区芝1-4-9 平和会館5階）1965年11月12日第三種郵便物認可